7　両締約者は、この協定の規定を停止する決定を促した特に緊急を要する事案の進展を絶えず検討する。この協定の規定を停止した締約者は、その停止を撤回することが適当となり次第、また、いかなる場合にも特に緊急を要する事案がもはや存在しなくなったときは直ちに、その停止を撤回する。

8　この協定は、両締約者間の他の協定の解釈若しくは適用に影響を及ぼすものではなく、又はこれらを害するものではない。特に、この協定の紛争解決に関する規定は、いかなる場合にも、両締約者間の他の協定の紛争解決に関する規定に代わるものではなく、又はこれらに影響を及ぼすものではない。

**第四十四条**　雑則

この協定に基づく協力及び行動は、両締約者のそれぞれの法令に従って実施する。

**第四十五条**　両締約者の定義

この協定の適用上、「両締約者」とは、日本国を一方とし、それぞれの権限により、連合、連合構成国又は連合及び連合構成国を他方とする双方の締約者をいう。

**第四十六条**　情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約者に対し、その開示が自らの安全保障上の重大な利益に反すると当該締約者が認める情報の提供を要求するものと解してはならない。

**第四十七条**　効力発生及び効力発生までの間の適用

1　この協定は、それぞれの関係する法的手続に従い、日本国によって批准され、及び連合締約者によって承認され、又は批准されなければならない。日本国の批准書並びに連合締約者による承認及び批准が完了したことを確認する文書は、東京で交換される。この協定は、これらの文書が交換された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

2　1の規定にかかわらず、日本国及び連合は、第一条から第四条まで、第五条1、第十一条から第十四条まで、第十五条（2(b)を除く。）、第十六条から第十八条まで、第二十条から第三十一条まで、第三十七条、第三十八条1、第三十九条から第四十一条まで、第四十二条（2(c)を除く。）、第四十三条からこの条まで、次条3及び第四十九条から第五十一条までの規定をこの協定の効力発生までの間適用する。その適用は、日本国が連合に対し日本国による批准が完了した旨を通告した日又は連合が日本国に対し当該適用に必要な関係する法的手続を完了した旨を通告した日のいずれか遅い日の属する月の翌々月の初日に開始する。これらの通告は、外交上の公文によって行うものとする。

3　2の規定に従いこの協定の効力発生までの間適用されることとなるこの協定の規定は、両締約者間でこの協定が効力を生じていたならば有したであろう法的効果と同一の法的効果を有する。

**第四十八条**　終了

1　この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

2　いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、他方の締約者がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3　いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対し、前条2に規定する効力発生までの間の適用を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、他方の締約者がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

**第四十九条**　連合への将来の加盟

1　連合は、第三国の連合への加盟の要請を日本国に通報する。

2　両締約者は、第三国の連合への加盟がこの協定に及ぼし得る影響について、合同委員会の枠組み等により討議する。

3　連合は、第三国の連合への加盟に関する条約の署名及び効力発生を日本国に通報する。

**第五十条**　適用領域

この協定は、日本国の領域並びに欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域について適用する。

**第五十一条**　正文

この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。これらの正文の間に相違がある場合には、両締約者は、この問題を合同委員会に付託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年七月十七日に東京で、作成した。

日本国のために
安倍晋三

ベルギー王国のために
ルー

この署名により、フラマン語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体、フランダース地域、ワロン地域及びブリュッセル首都圏地域もこの協定について責任を負う。

ブルガリア共和国のために
ディミタル・ツァンチェフ

チェコ共和国のために
マルティン・ポヴェイシル

デンマーク王国のために
キム・ヨアンセン

ドイツ連邦共和国のために
ミヒャエル・フリュッガー

エストニア共和国のために
カヤ・タエル

アイルランドのために
ケレハー

ギリシャ共和国のために
アンドレアス・パパスタヴル

スペイン王国のために
パブロ・ガルシア＝ベルドイ

フランス共和国のために
フィリップ・ルグリーズ＝コスタ

クロアチア共和国のために
マト・シュクラバロ